

城島総合支所文化スポーツ課非常勤職員（社会教育指導員）の勤務条件説明書

- 勤務箇所 久留米市城島町檜津 1 - 1
城島総合支所文化スポーツ課（城島総合文化センター等）
- 主な職務内容
 - ・久留米市城島総合支所文化スポーツ課における社会教育事業に関する指導、情報収集・提供、学習相談、企画及び実施に関する業務、城島総合文化センター（城島生涯学習センター）運営に係る受付・料金収納及びパソコン（ワード・エクセル等）を使用した事務等。
- 任用期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。
更新制度あり、ただし任用開始日より継続3年間を限度とする。
（過去に久留米市において非常勤職員等として勤務していた人は、前歴と合算して3年間を限度とする。なお、1年に満たない勤務期間については1年とみなす。）
- 勤務時間 週あたり28時間。
 - ・原則、月曜日から金曜日までのうち週4日勤務の8時30分から16時30分まで。1日7時間の勤務（途中1時間休憩）。
 - ただし、時差勤務、土日祝日勤務あり。
 - ・年末年始（12月29日から翌年1月3日）は原則休み。
- 報酬 月額 132,000円（当月22日払）。
特別給（賞与）及び諸手当なし。
- その他 雇用保険制度適用あり。
社会保険制度適用なし。（平成28年10月から適用予定）
年休制度なし。